

## 鹿沼市手話言語条例

平成 30 年 12 月 18 日条例第 33 号

### 鹿沼市手話言語条例

手話は、手指や体の動き、表情によって表現する言語であり、ろう者の間で大切に育まれ、受け継がれてきた。

しかしながら、手話は、長い間言語として認められず、ろう者は、必要な情報の取得やコミュニケーションについて、多くの不便や不安を感じながら生活することを余儀なくされてきた。

こうした中、平成 18 年に国際連合総会において採択された障害者の権利に関する条約や平成 23 年に改正された障害者基本法において、手話が言語として位置付けられたものの、いまだ社会における手話への理解が深まっているとは言えない状況にある。

ここに、鹿沼市民は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解を深めることにより、ろう者とろう者以外の者とがともに安心して暮らすことができる鹿沼市をつくるため、この条例を制定する。

(目的)

**第1条** この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、その総合的かつ計画的な推進を図り、もって全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

**第2条** 手話の普及は、ろう者が手話により意思疎通を図る権利を有し、その権利が尊重されることを基本として行われなければならない。

(市の責務)

**第3条** 市は、基本理念にのっとり、手話の普及を図り、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するため、必要な施策を講ずるものとする。

(市民の責務)

**第4条** 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

**第5条** 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスの提供に努めるものとする。

(市が実施する施策)

**第6条** 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 手話への理解を深め、その普及を図るための施策
- (2) 手話による市政情報の発信を推進し、手話による情報取得の機会の拡大を図るための施策
- (3) 市民の手話を学ぶ機会の確保その他の手話による意思疎通の円滑化を図るための施策
- (4) 手話通訳を行う者の配置の拡充及び処遇の改善その他の手話による意思疎通を支援する者を支援するための施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項各号に掲げる施策の実施に当たっては、市が別に定める障がい者の福祉に関する計画との整合性の確保を図るものとする。

(財政上の措置)

**第7条** 市は、手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

**第8条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### **附 則**

この条例は、平成 31 年4月1日から施行する。